

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十一号

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び」を「に」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条第七項中「」又は」を「」若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は」に改める。

第六条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第八条の二 条例第十二条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十二条第四項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第二十三条の二 条例第二十一条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第三十三条中「第八条」を「第八条の二」に、「第十六条」を「第八条の二中「条例」とあるのは「条例第二十条において準用する条例」と、第十六条」に改める。

第三十六条中「まで、第二十二條」の下に「、第二十三條の二」を、「と、第二十二條」の下に「及び第二十三條の二」を加える。

附則第五項から第七項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。